

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令案要綱

那珂川水系那珂川五ヶ山ダムを水源地域対策特別措置法第二条第二項の政令で指定するダムとして新たに指定すること。